



にっしいアグリインフォメーション

にっしいアグリインフォメーションはJA兵庫西管内の担い手農家の皆様を対象として有益な営農情報を提供して参ります。

VOL.10
令和4年7月発行

JA兵庫西

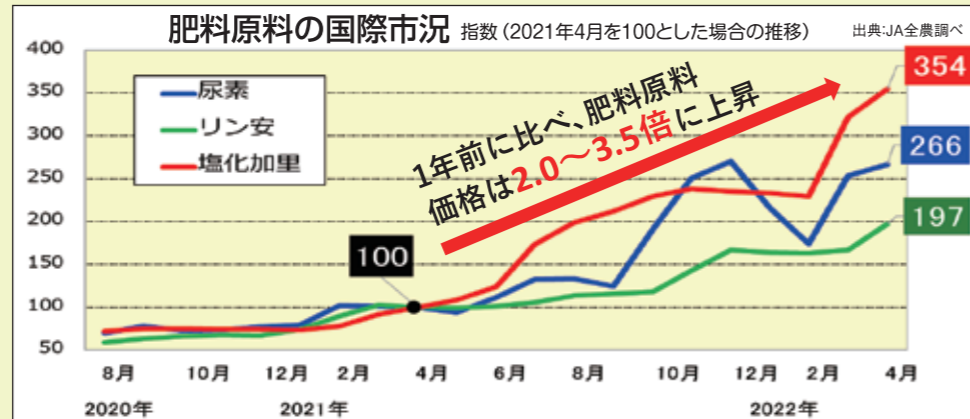


発行元：JA兵庫西

肥料の価格が値上がりしています

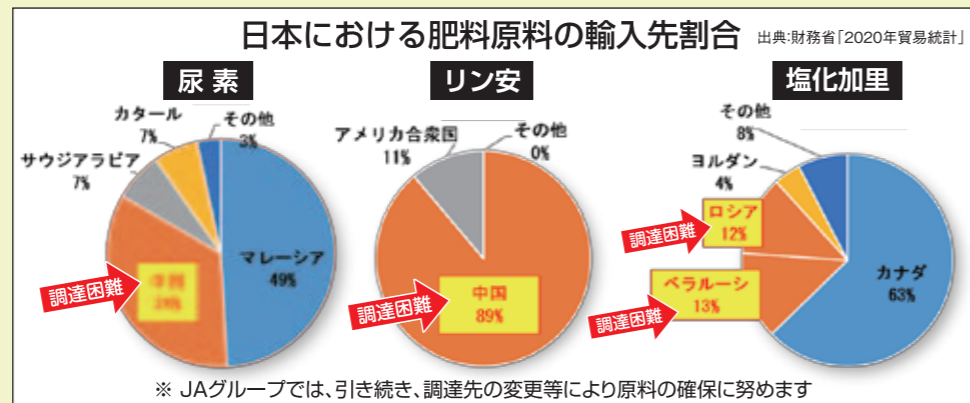
POINT 1

穀物需要の上昇などから、肥料の需要が高まっており、**世界的に肥料原料の価格が大幅に上昇**しています。



POINT 2

中国やロシアなど、産出国における肥料原料の輸出規制や国際情勢により**肥料原料の調達**が難しくなっています。



POINT 3

JAグループでは、農家組合員様からの予約注文に基づき**肥料の安定供給に努めます**。

- ・ご予約いただいていないご注文には対応できないこともあります。
- ・原料価格の高騰により、銘柄によっては当初価格よりも値上げで供給せざるを得ない場合もあります。
- ※納品時期の調整や使用原料の変更などの発生によりご不便・ご迷惑をおかけすることもあります。何卒ご容赦いただきますようお願いいたします。



もうお使いですか?

JA兵庫西の肥料・農薬ネット購買システム

魅力その① 割引価格で購入可能!

ネット購買割引で、商品によって**最大5%の割引**

※代金はJA口座からの引き落としとなります

魅力その② 照会もらくらく!

月々の未収取引の明細を含む、**すべてのお取引明細の内容照会が可能**(取引開始より15カ月以内)

ご利用には、事前にお申し込みが必要です

お問い合わせは最寄りの営農生活センターへ



ネット購買システムへのログインは左記QRコードよりどうぞ

令和4年度施設利用料金について

■ライスセンター利用料金(水稻)

(消費税込み)

水分	18.0%以下	18.1%~21.0%	21.1%~24.0%	24.1%~28.0%	28.1%以上
利用料金	20円	23円	25円	29円	31円

大口利用奨励

20トン以上40トン未満利用農家に**2円/荷受(kg)**
 40トン以上80トン未満利用農家に**3円/荷受(kg)**
 80トン以上の利用農家に**4円/荷受(kg)**

※ライスセンター利用の契約栽培品種を対象に荷受(kg)当たり2円を還元します。

の奨励を致します。



*品質保持のため、収穫後の籾は、3時間以内の持込みをお願いします。なお、必ず刈取り日に持込ください。

*カメムシ被害米は極端に品質を落とし、価格にも大きく影響してきます。斑点米はカメムシが出穂期の稲穂の養液を吸うことで、米に黒い斑点をつけて品質を落とします。防除の徹底をお願いします。

防除剤 1回目 出穂期前の基幹防除を行う 2回目 出穂後7日頃を目安にスタークル粒剤を散布

*ライスセンター利用に際しては、「令和4年産米生産管理記録表(JA提出用)」に必要事項をご記入のうえ、提出をお願いします。
 *荷受品種および日程、利用時間については、施設ごとに異なりますので最寄りの営農生活センターへお問い合わせください。

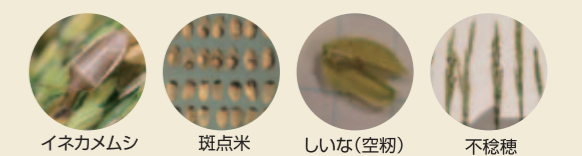
ライスセンター出荷奨励 ライスセンター利用の出荷米に対し1袋/30kgあたり200円の利用奨励を行います。



減収を招く「イネカメムシ」にご注意を! カメムシ防除の徹底で、高品質なお米を目指しましょう

令和3年度、イネカメムシの多発が確認されました

イネカメムシは斑点米カメムシの一種です。水稻に斑点米を引き起こすことはもちろん、出穂期から乳熟期に籾を吸汁することで不稔を引き起こす非常に被害の大きいカメムシです。成虫が出穂期に侵入し加害、更に産卵してその孵化幼虫も加害します。また、畦畔雑草を経由せず直接圃場に侵入する報告もあり、周辺雑草の草刈りでは被害を軽減できないと言われています。有効な薬剤を使用し、出穂期とその8日後の2回防除を行うことで、不稔と斑点米の被害を防ぎましょう。(令和3年度病害虫発生予察技術情報第1号参照)



オススメ! カメムシ防除材!



スタークル 豆つぶ

- ・カメムシやウンカ類に高い効果!
- ・水面に浮いてくる広がる省力製剤
- ・成分が浸透移行し、長く効く!
- ・使用量: 250g/10a
- ・水深3~5cm程度で散布。4~5日間湛水。

商品名	規格	価格(税込)
スタークル豆つぶ	250g	3,790円



トレボン 粉剤DL

- ・スタークルとは違う系統の斑点米カメムシ類防除剤!
- ・収穫7日前まで使え、ウンカ対策にも有効。
- ・使用量: 3~4kg/10a

商品名	規格	価格(税込)
トレボン粉剤DL	3kg	1,270円

消費税 インボイス制度

はじまります!



1 課税事業者と免税事業者

課税事業者とは、前々年の課税売上高^{※1}が1,000万円を超える事業者をいいます。免税事業者とは、前々年の課税売上高^{※2}が1,000万円以下の事業者です。

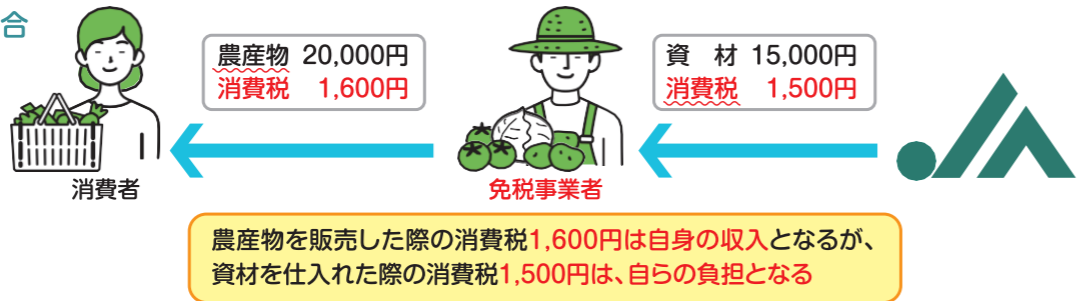
※1 農業では主に農畜産物の販売高、作業受託料、使用していた農機等の売却代金が該当します。
 ※2 前々年の課税売上高が1,000万円以下の事業者も、届出書の提出により課税事業者になることができます。

課税事業者と免税事業者では、消費税の取り扱いに違いがあります。

■ 農家が課税事業者の場合



■ 農家が免税事業者の場合



2 インボイス制度とは

令和5年10月1日より、現行の区分記載請求書等保存方式に代えて導入される制度です。正式名称は、**適格請求書等保存方式**といいます。**インボイス制度のもとでは、事業者は以下の対応が求められます。**

■ 販売時・仕入時の対応

事業者区分	販売時の対応 (証憑の発行)	仕入時の対応 (仕入税額控除)	
		本則課税	簡易課税
適格請求書発行事業者	課税事業者である買手からの求めに応じインボイスの発行が義務化 [*]	売り手から発行されたインボイスを基に計算 [*]	現行通り (インボイス不要)
課税事業者	現行通り (インボイスの発行不可)		
免税事業者			

インボイスがない取引は仕入税額控除ができなくなります

3 インボイス (適格請求書) とは

消費税の税率が複数存在する中、**売り手から買手に対して適用税率や消費税額等を正確に伝えるための書類**のことをいいます。



- 記載事項
- 売り手の名前および登録番号
 - 取引の日付
 - 何を売ったのか (軽減税率が適用されるものであればその旨)
 - 税率ごとに区分した販売代金の合計および適用税率
 - 税率ごとに区分した消費税額
 - 買手の名前 (不特定多数の者に販売する場合は不要)

4 適格請求書発行事業者とは

納税地の所轄税務署から事業者登録番号の交付を受けた事業者のことを、**適格請求書発行事業者**といいます。**インボイスは、適格請求書発行事業者でないと発行をすることができません。**



^{*} e-taxによる申請も可。郵送の場合は管轄地域の「インボイス登録センター」へ

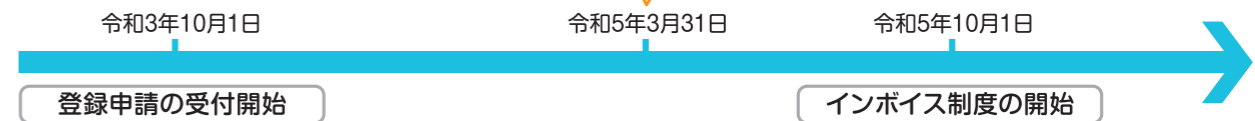
5 適格請求書発行事業者になるためには

令和5年10月1日のインボイス制度の開始と同時に**適格請求書発行事業者**となり、インボイスの発行ができるようになるためには、原則として令和5年3月31日までの間に申請をする必要があります。

■ 登録申請のスケジュール

国税庁リーフレット「適格請求書等保存方式の概要 — インボイス制度の理解のために —」を基に作成

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として**令和5年3月31日までに**登録申請を行う必要があります



^{*} 免税事業者の方は経過措置により、令和11年9月30日までの間は、年の中途からでも適格請求書発行事業者になることができます

なお、登録申請はあくまで任意です。特に消費税の免税事業者である方は、**適格請求書発行事業者として登録されると課税事業者として消費税の申告が必要になります**ので、申請の前に慎重な検討が必要です。

制度の詳細な内容や登録申請手続きについて不明な点は早めに税務署等に相談しましょう!

^{*} 国税庁のホームページに詳細が載っておりますので、ご参照ください。

イチジクの出荷農家になりませんか

JA兵庫西、兵庫県姫路・光都・龍野農業改良普及センター、姫路市農業振興センターは、当JAの重点推奨品目のひとつであるイチジクの出荷量を増やすため、出荷農家の育成に注力しています。今年度は現地来場だけでなく、パソコンやスマートフォンでのリアルタイムなりリモート視聴も可能な講習会を開催します (3回予定)。市場や旬彩蔵など当JAへの出荷を希望される方が対象ですので、ご興味のある方は下記までお問い合わせください。



日時 初回:8月26日(金) 13:30~16:30 ●第2回予定:12月9日(金) (剪定・冬季管理) ●第3回予定:3月10日(金) (定植・挿し木)

内容 イチジクに関する講義・実演付きほ場研修 (収穫・調製)

会場 姫路市農業振興センター 姫路市山田町多田1174-47

受講方法 ①上記会場への来場 ②パソコン等によるリモート視聴

申込 JA兵庫西 営農支援課 TEL.079-281-5711 (担当: 松本・長澤)

^{*} ご希望の方は、①②いずれかの受講方法を選択のうえ、8月5日(金)までに必ずご連絡ください。
^{*} ①②ともご連絡なしの当日参加は受け付けできません。
^{*} 販売を行う方のみとし、家庭菜園を目的としたお申込みは受け付けできません。

● 営農事業に関するJAへのご意見・ご要望がありましたら、いつでもお近くの営農生活センターへお申し出ください。